

8足政政発第949号
令和8年9月4日
(公印省略)

教育長
各部・室・局長

副区長 勝田 実
副区長 工藤 信

令和9年度 足立区行財政運営方針について（依命通達）

令和9年度の組織運営と予算の見積りにあたっては、次の内容を踏まえ、「組織・定数・任用管理方針」、「予算編成方針」に基づき、別に定める期日までに見積書などの関係書類を提出すること。

この旨、命により通達する。

令和9年度 足立区行財政運営方針（目次）

【総論】

I	はじめに	1
II	基本方針	3
III	重点項目	3
1	厳しい社会経済情勢の影響を踏まえた、区民の暮らしや地域経済に寄り添った支援	3
2	災害関連死を含めた死者ゼロの実現に向けた、命を守る対策の実効性向上	3
3	子ども・若者に関する多様なニーズを踏まえた支援策の強化	4
4	高齢者や障がい者が「安全・安心」に暮らし続けるための支援の充実	5
5	刑法犯認知件数の急増による治安悪化に歯止めをかける防犯施策の展開	6
6	区制100周年（令和14年度）とその先の100年も見据えたまちづくりの推進	6
7	地域のつながりや交流を生み出す新たなアプローチ	7
8	脱炭素社会の実現に向けた「足立区脱炭素ロードマップ」の見直し	8
9	区民サービスの向上と職員の働きやすさを高めるワークスタイル変革	9

【組織・定数・任用管理方針】

I	組織・定数方針	10
II	任用管理方針	13
III	令和9年度定数各部枠配分 各部別一覧表	18

【予算編成方針】

I	足立区の令和7年度普通会計決算の状況	19
II	令和9年度予算編成について	22
III	令和9年度予算フレーム	24
IV	令和9年度包括予算 各部別一覧表	25

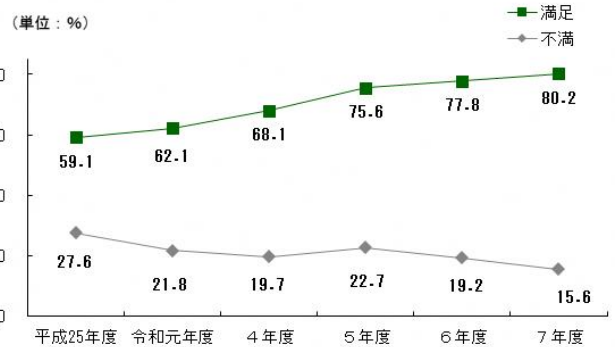
【令和9年度 足立区行財政運営方針 総論】

I はじめに

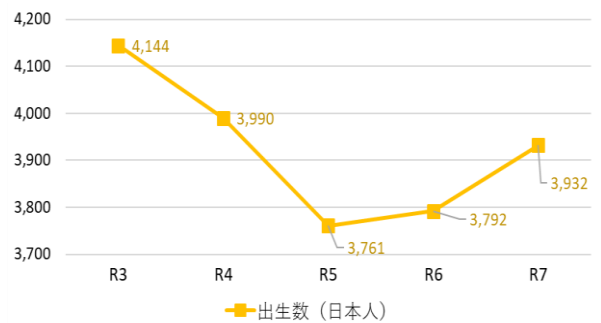
区政満足度は基本的に右肩上がりに推移し、令和7年度の世論調査では、平成25年度以降で最高の8割を超える等、これまで全庁を挙げて注力してきたソフト・ハード両面にわたる「安心」と「活力」の土台づくりが、区内外に向けたシティプロモーションとの相乗効果により、目に見える成果として実を結び始めている。

人口動向についても、令和5年を境に出生数が増加傾向にあることに加え、20～30代の転入超過数の拡大など、明らかな転換期を迎えている。その要因については、令和8年度下半期に実施する「転出入者アンケート調査」により分析・深掘りしていくが、小・中学校の入学準備金等の教育費負担軽減やエリアデザインによる魅力あるまちづくりなど、これまで区が独自に取り組んできたことが、区内外から一定の評価をいただけていることの証と見ることもできる。

区政に対する満足度(経年の推移)

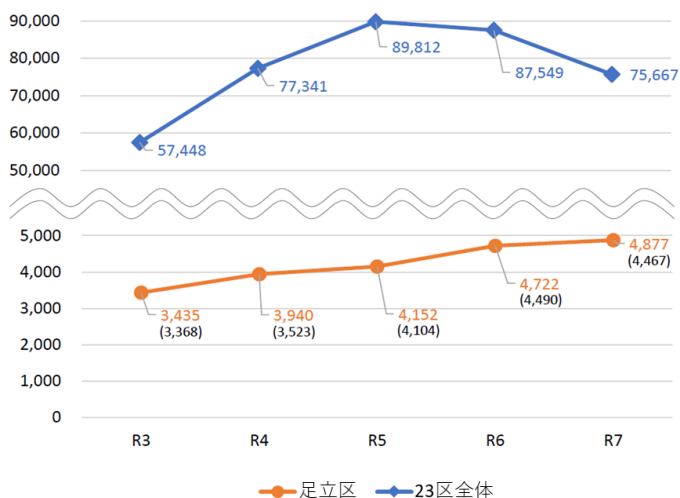


出生数(日本人)の推移



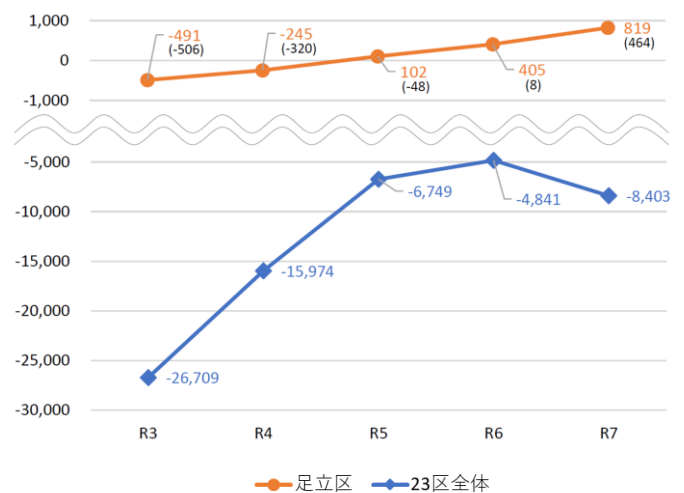
※ 令和5～6年の実績値は、東京都人口動態統計に基づく
 ※ 令和7年の実績値は、区の内部記録に基づく暫定値

20代の転入超過数(転入者数-転出者数)の推移



※ 総務省「住民基本台帳人口移動報告」
 ※ カッコ内は、転入超過数のうち日本人のみの数

30代の転入超過数(転入者数-転出者数)の推移



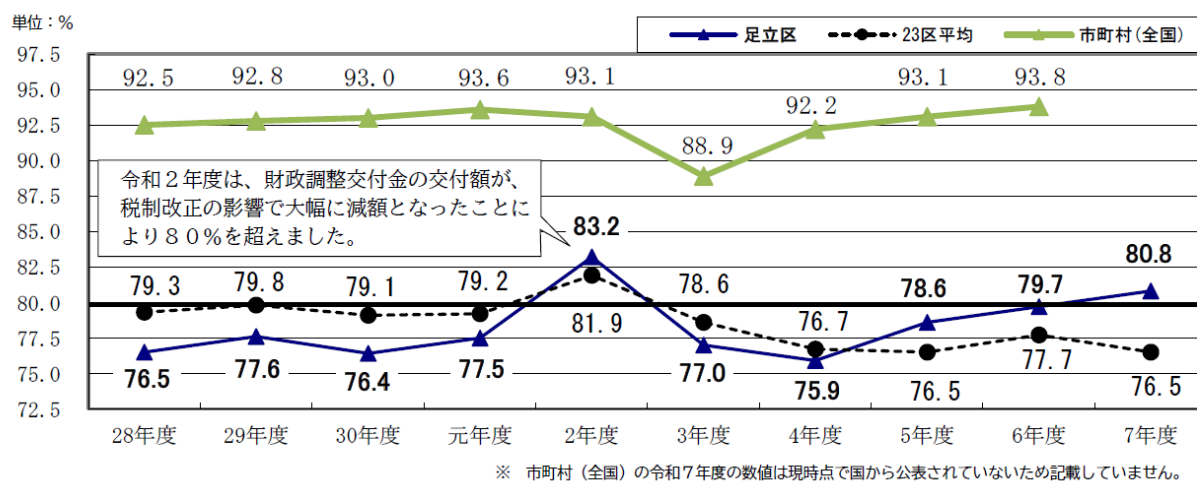
※ 総務省「住民基本台帳人口移動報告」
 ※ カッコ内は、転入超過数のうち日本人のみの数

一方、自然災害の激甚化や長引く物価高騰、深刻な人手不足など、従来の施策の延長線上では対処しきれない事象に加え、これまで成果を積み上げてきた分野でも、例えば、刑法犯認知件数の増加や保育施設における待機児童数の急拡大など、予断を許さない状況が続いていることにも決して目を背けてはならない。こうした激しい情勢変化に対処すべく、前例に囚われない柔軟な発想と、今まで以上にスピード感を持って各施策に取り組んでいく。

また財政面では、人件費の上昇や物価高騰への対応に加え、前述の小・中学校の教育費負担軽減のほか、新型コロナウイルスワクチン接種の無料化や消火器・住宅用火災警報器購入費補助など、区民の「安全・安心」につながる区独自事業に積極的な投資を行った結果とはいえ、令和7年度決算における財政の弾力性を表す経常収支比率は80.8%（前年度比+1.1ポイント）と、適正水準（80%以下）をわずかながらも超過した事実は重く受け止めなければならない。

今後も区民の「安全・安心」な暮らしを守る施策を安定的・継続的に展開し、新たな行政需要にも柔軟に対応するためには、令和9年度予算編成に合わせ、各部において、今一度徹底した経常的事業の見直しや歳入確保、DX推進による業務効率化を通じたコストの最適化を図り、経常収支比率の適正水準内への回復を目指す。

経常収支比率の推移



なお、区独自事業に財源を振り向けながらも、新たな特別区債の借り入れは行わず、元金償還を着実に進めたことにより、令和7年度末の特別区債現在高は、平成以降で最も少ない136億円（前年度比△25億円）となった。令和8年度も利子負担の軽減等を目的に繰上償還を行い、令和8年度末の特別区債現在高は99億円を見込んでいる。また、将来の行政需要に備えて基金を積み増し、令和7年度末の積立基金残高が1,830億円（前年度比+12億円）となる等、財政の健全性と持続可能性は強固に堅持している。

II 基本方針

職員はこれまで取り組んできたことへの確かな自信と誇りを持ちつつも、上記Ⅰを踏まえ、足立区基本計画の終期（令和 14 年度）に当たる区制 100 周年も見据えながら、区民の「やりたいこと」を叶えることで「ウェルビーイング向上」を図るべく、現状に甘んじることなく、次なるフェーズにチャレンジし続けていく。

このことを念頭に、令和 9 年度の基本方針を次のとおり定める。

方針 1 安全・安心	【方針 1】物価高騰等の社会経済情勢や自然災害などの変化に即応する 「安全・安心」なまちづくり
方針 2 ウェルビーイング 向上	【方針 2】区民一人ひとりの「やりたいこと」の実現を通じた 「ウェルビーイング」の向上
方針 3 ワークスタイル 変革	【方針 3】区民サービスの向上と職員の働きやすさを高める ワークスタイル変革への挑戦

III 重点項目

基本方針に基づき、令和 9 年度は、以下の施策について特に注力する。

1 厳しい社会経済情勢の影響を踏まえた、区民の暮らしや地域経済に寄り添った支援

方針 1
安全・安心

（1）区民の暮らしを守り抜く支援

ア 産業経済部に留まらず、各部において「何ができるか」という自分事の視点に立ち、区独自の支援策のほか、国や東京都の支援策への上乗せ・横出し等の必要性を検討していく。

イ 国で議論されている消費税減税に向けた動きを勘案しながら、食料品や日用品等の物価高騰が生活に及ぼす影響を注視する。

（2）区内事業者の安定経営のための支援

ア 各部を通じて関連団体へのきめ細やかなヒアリングを実施し、原材料・エネルギーコストの高騰、人件費の上昇等の影響など、現場の切実な実態を早め早めに把握する。

イ 真に支援を必要とする業界や事業者に対しては、機を逃すことなく、必要な対応策を全庁横断的に検討・実施していく。

2 災害関連死を含めた死者ゼロの実現に向けた、命を守る対策の実効性向上

方針 1
安全・安心

（1）災害時のトイレ空白地域の解消

令和 12 年度末までの空白地域の解消に向けて、令和 8 年 10 月策定予定の「足立区災害時のトイレ確保・管理計画」に基づき、区内公園に災害用トイレ（携帯トイレ、自己処理型トイレ、仮設トイレ）の配備を進めていく。

(2) 実践的な訓練を通じた災害対応力の強化

過去の災害現場での対応経験を有する自衛官OBなどの専門的な知見を踏まえながら、地域防災計画を始めとした区内各種防災計画の策定・見直しや、災害協定締結機関との実践的な連携訓練、避難所運営訓練などを実施し、職員や区民・地域の災害対応力の抜本的強化を図る。

(3) 災害備蓄の強化

ア 避難所生活の長期化に備え、令和9年度末までに災害備蓄食料等の3日分を満たす計画的な増強を図る。また、令和8年7月の熊本地震を受け、暑さ・寒さ対策も強化していく。

イ 令和12年度を目途に旧入谷南小跡地を活用した災害拠点備蓄倉庫を整備すべく、基本設計・実施設計に向けた準備を進める。

(4) 局地的集中豪雨による内水氾濫対策の強化

ア 令和8年8月の千葉豪雨など、頻発化・激甚化する局地的集中豪雨を受け、令和10年度までに、アンダーパス等の冠水危険が特に高い箇所の路面排水機能のほか、通行者への啓発及び区の監視を強化していく。

イ 豪雨の最中に徒歩や車で移動することの危険性、命を守る行動についても、より一層区民への情報発信に努めていく。

(5) 揺れに強いまち・燃えにくいまちづくりの推進

ア 令和8年度に改定する、「足立区耐震改修促進計画」に定める新たな耐震化率の状況を踏まえながら、令和5年度から実施してきた耐震化促進事業助成について、継続の必要性を適切に判断する。

イ 地震に関する地域危険度が高い日ノ出町地区や中川地区における防災まちづくりとして、地元説明や東京都との協議を行いながら、整備地域等不燃化集中促進事業の導入に向けた検討を進める。

3 子ども・若者に関する多様なニーズを踏まえた支援策の強化

(1) 子どもたちの「生きる」支援

ア 区内で10代の自殺者数が8人と、2年連続（令和6～7年）過去最多であったことを踏まえ、子どもたちの「生きる」支援の実効性を高めるために、他自治体に先駆けて法定協議会「子どものころ・自殺対策協議会」を令和8年7月に設置した。

イ 子どもの自殺危機対応の専門チームを編成するほか、NPO等の地域資源を発掘し、教育・啓発、リスク発見から危機介入・支援といった取組全体の連動性を生み出す。自殺リスク検知後の対応フローの構築やそれに基づく訓練、医療との連携強化



なども含め、子どもの自殺対策の「モデル」として、全国に先進事例を示していく。

(2) 0・1・2歳児保育の待機児童対策

令和8年4月に急増した就学前保育施設の待機児童について、令和8年9月策定の「足立区0・1・2歳児保育定員確保プラン」に基づく対策強化として、幼稚園や区立保育園での特別一時保育や、幼稚園の2歳児預かり保育の拡大等を実施する。

(3) 放課後の居場所対策

すべての子どもたちが放課後を安全・安心に過ごし、かつ多様な体験活動を行うことができるよう、令和8年度末までに改定予定の「新・足立区放課後子ども総合プラン」に基づき、学童保育室と放課後子ども教室の一体的運用のほか、児童館なども含め、放課後の居場所の量・質両面での充実を図る。

(4) 外国にルーツを持つ子どもへの支援

ア 区立小・中学校で急増している日本語を母語としない児童・生徒の日本語や生活習慣の習得、高校進学等を支援し、誰一人取り残さない教育を実現するとともに、教員・学校の負担軽減を図るために、外国籍児童の多いエリアの小・中学校に日本語学級をモデル設置する（小学校2校に各2学級、中学校2校に各2学級設置に向けて都と協議中）。

日本語学級設置校以外の児童・生徒については、引き続き日本語適応指導講師派遣や、あだち日本語学習ルームにより対応する（ただし、設置校の日本語学級の利用状況によっては、近隣校から設置校へ通級して日本語学級を利用することも可能）。

イ 外国にルーツを持つ子どもに関する保護者からの相談は、これまでも学校や外国人相談窓口で個別に対応してきたが、日本語習得に留まらず、進路や不登校など複合的な課題を抱えるケースも増えている。そのため、保護者からはもちろん、学校からの相談も継続的に受け止め、適切な支援先や必要な情報へ確実につなげていくための体制整備を検討する。

(5) 子ども・若者支援にかかる組織の見直し

「足立区子ども・若者計画」の策定を受け、子どもの経験・体験や居場所づくり、若者支援強化のため、あだち未来創造室と教育委員会の組織再編を含めた役割分担の整理を行う。

4 高齢者や障がい者が「安全・安心」に暮らし続けるための支援の充実



(1) 認知症本人や家族等への支援体制の構築と社会参加の促進

ア 令和8年4月施行の「足立区認知症とともにいつまでもこのまちで条例」や、令和8年度末に策定予定の個別計画を踏まえながら、認知症になっても「やりたいこと」を諦めずに挑戦する意欲を持つことができるまち、そして本人や家族等が安心して住み続けられるまちの実現を目指し、認知症の診断直後など今後の生活に不安を感じている本人や家族等への支援体制を構築する。

イ 認知症の方が地域の中で自分らしく希望を持って暮らしていけるよう、社会参加につなげていく。

(2) 高齢者の外出や社会参加の支援

70歳以上の方が対象の東京都シルバーパスについて、高齢者の外出や社会参加の一助として、自己負担金に対する区独自の軽減措置の必要性を鑑み、23区の先行自治体と同等の補助の実施に向けて検討する。

(3) 障がい者の居場所づくり

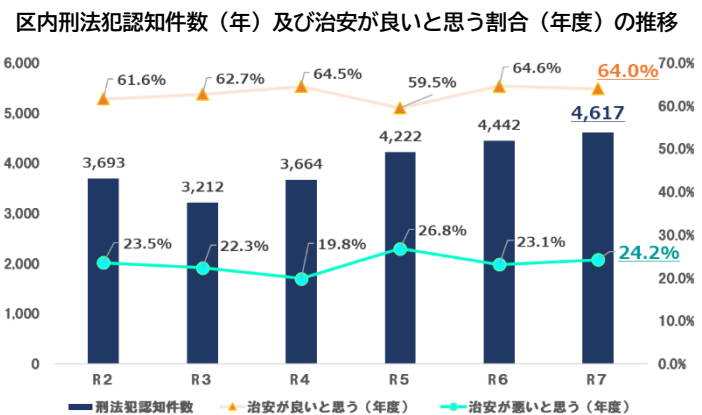
障がい者本人の社会参加とその家族の就労継続・就労支援を図るために、障がい者が日中の通所サービス利用後も、地域で安心して過ごせるよう居場所の確保に取り組む。

5 刑法犯認知件数の急増による治安悪化に歯止めをかける防犯施策の展開

方針1
安全・安心

(1) 罪種別対策の強化とA I 防犯カメラを活用した防犯対策

コロナ禍後4年連続で増加した区内刑法犯認知件数は、令和7年に23区ワースト2位となった。ワースト3位以内からの脱却を目指すべく、特に被害状況が深刻な自転車盗や特殊詐欺など罪種別対策や、警察・地域との連携強化に加え、A I 防犯カメラを活用した客引き行為や万引き対策にも重点的に取り組んでいく。



(2) 少年犯罪の減少に向けた規範教育

少年犯罪の減少に向けて、警視庁とも連携しながら、小学校低学年を対象とした規範意識の教育を実施していく。

6 区制100周年（令和14年度）とその先の100年も見据えたまちづくりの推進

方針1
安全・安心

方針2
ウェルビーイング
向上

(1) 「転出入者アンケート調査」の結果を踏まえた施策検討

ア 令和8年9～10月に実施する「転出入者アンケート調査」の結果を踏まえながら、「足立区に住んでいてよかった」「これからも住み続けたい」と思えるまちづくりを推進する。

イ そのために明らかに必要な施策は、令和9年度当初予算に間に合わずとも、年度途中の補正予算対応も検討するとともに、経済的な苦しさを抱えているのは非課税世帯ばかりではないとの声も踏まえ、各施策の所得制限のあり方にも配慮していく。

(2) 千住エリアデザインの推進

- ア 千住の歴史や文化を生かして魅力の最大化を図るべく、令和9年度末までに「千住エリアデザイン計画」を策定する。
- イ 北千住駅東口駅前市街地再開発事業について、令和9年度の事業計画・組合設立認可に向けて事業を推進し、令和14年度の工事完成を目指していく。

(3) 「協働（みんな）で支える地域公共交通」の実現

- ア 地域内交通導入サポート制度に基づき、令和8年度冬頃から開始予定の扇周辺地区における実証実験を継続するほか、令和9年度は新たに舎人地区でも交通課題解消に向けた地元協議を進めていく。
- イ 深刻なバス運転士不足への対応として、令和9年2月頃に自動運転バスレベル2（※1）の実証実験を開始する。令和9年度中の実証運行を通して、まずは、利用者に自動運転技術の体験や、安心してご利用いただくことで、自動運転バスの社会受容性の向上を図っていく。

※1 レベル2＝運転士が乗車している状態で運転操作をシステムが支援

7 地域のつながりや交流を生み出す新たなアプローチ

方針2
ウェルビーイング
向上

(1) 「東京アプリ」の活用を通じた地域活動の活性化

「東京アプリ」を活用した区独自の「東京ポイント」付与事業として、令和8年度は「アダチ若者会議」や「若者居場所利用促進プロジェクト」等の参加者へのポイント付与を検討しているところであるが、令和9年度も対象事業を拡大し、これまで地域・社会と関わりの薄かった層の地域活動や社会貢献活動への参画を促し、多世代が交流できる仕組みづくりを進めていく。

(2) 区民一人ひとりの「やってみたい」の応援と実現

ア あやセンター ぐるぐる

開設から3年弱で500件以上の相談が寄せられ、約250件が企画実現につながったほか、さらに利用者同士の交流から新たな活動も立ち上がっている。

令和9年度末で店舗の定期賃貸借契約や運営委託契約期間が満了するため、令和10年度以降の施設のあり方について、暮らしの中で人と繋がる場所や子どもたちの放課後の居場所としての必要性等も踏まえながら検討する。

イ たけのつカー&パーク

令和8年4月のプレオープンからトライアル期間を経て、8月に本格オープンしたが、8月23日時点で、相談は79件、企画実現は44件と好調に滑り出した。一方、環境面では屋外ゆえの暑さ・害虫等の対策、運営面では音出し企画への苦情対策や敷地面積が広いことによる安全管理など、新たに見えてきた課題にも対応している。

両施設は「やってみたい」を応援する地域の交流拠点である点は共通しているが、

「あやセンター ぐるぐる」では、明確に「やってみたいこと」がある方や、地域活動に参画したい若い層（30～40代）の利用が多い一方、「たけのつカー&パーク」では、「やってみたいこと」がまだ漠然としている方や、ゆるやかに集まれる場を求めて来る方が多いなどの違いも見られるため、地域特性や利用者層のニーズも踏まえながら、それぞれの施設ならではの個性と魅力を生かした場づくりに努めていく。

（３）本を介して人や活動のつながりを育む「本でつながるプロジェクト」

ア 地域コミュニティの活性化や、区民が本を身近に感じる読書文化の醸成のため、参加者（出店者）が持ち寄った本をきっかけに来場者と出店者、出店者同士の交流を生み出す「一箱古本市」を実施する。

イ 令和８年度に中央図書館で実施する、区民自らが図書館の蔵書の中から選定した図書を展示・貸出を行う「区民参加による棚づくり」を各地域図書館にも広げていく。

ウ 現存する本屋に加えて、かつて存在した本屋などの情報も掲載した「本でつながる拠点マップ」を令和１０年３月（予定）から配布し、区民が本に触れる機会を増やすとともに、懐かしい本屋などの思い出話を通じて、世代を超えた街の記憶の継承の一助とする。

（４）公園を活用した交流やにぎわいの創出

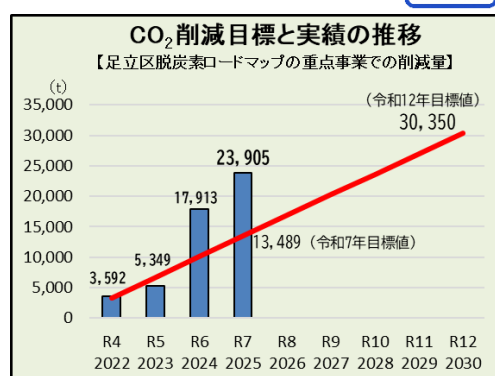
ア ドッグランの試行運用や、利用者が多い公園でのキッチンカーの出店に関する運用ルールを検討していく。

イ スポーツ人口の拡大を目指し、若年層を中心に需要が高まっているアーバンスポーツの活動拠点設置に向けて関係機関と協議を進めるとともに、設置工事の基本計画の策定に着手する。

８ 脱炭素社会の実現に向けた「足立区脱炭素ロードマップ」の見直し

方針 1
安全・安心

太陽光発電システム設置費補助や区施設の再生可能エネルギー100%電力導入拡大など、令和７年度に実施した主な脱炭素関連事業によるCO₂削減量は23,905t（令和12年度目標に対する達成率78.8%）と、令和５年度策定の「足立区脱炭素ロードマップ」における令和７年度目標（13,489t）を大きく上回った。令和８年度末に策定予定の「第四次足立区環境基本計画」で新たに設定するCO₂削減目標の実現に向け、脱炭素事業の充実を図るとともに、「足立区脱炭素ロードマップ」の見直しを実施する。



9 区民サービスの向上と職員の働きやすさを高めるワークスタイル変革

方針3
ワークスタイル
変革

(1) 区民・事業者の利便性向上

ア 「行かない窓口」の実現に向けて、申請・届出手続について、法令で阻害要因があるもののほか、他部署との連携や審査フローの再設計など大規模な業務改善が必要となる手続以外は、原則すべて令和9年度中のオンライン化を目指す。

イ 区が発出する区民あての通知（書面で申請されたもの、または第三者に書面で提出する必要があるものを除く）についても、令和11年度末までを目途に電子化への移行を計画的に進め、区民が即座に通知を受け取ることができる環境整備に加え、区側も同姓同名者への誤発送防止や郵送料の削減等を図っていく。

(2) 将来的な職員の人手不足を前提とした業務効率化や多様な働き方の実現

ア 令和8年7～8月に実施した「職員の仕事・職場に関する意識調査」（エンゲージメント調査）の結果をもとに、組織の強みと弱み、働く職員の価値観を踏まえたうえで、より働きやすい職場環境づくりを推進する。

イ 業務における生成AIやRPA等のさらなる活用を図るとともに、テレワークの本格運用とこれに合わせた業務の見直しを進める。また、全庁的なデジタル対応力の底上げを図るために、区が育成すべき人材像を令和8年度中に明確化し、その人材像に適う職員の戦略的・計画的な育成に向けて、デジタルリテラシー（※2）研修やスキル取得支援等の充実を図る。

※2 デジタルリテラシー＝デジタルを正しく理解し活用する力

【組織・定数・任用管理方針】

I 組織・定数方針

1 はじめに

各部は、ミスを防止し、適正かつ効果的・効率的な業務執行体制を構築することはもとより、優先すべき区の重要課題の克服に向け、真に行政が担うべき事業を見極めるとともに、事業効果を最大限引き出すための組織運営を行わなければならない。

そのための組織編成及び定数配置については、特別区職員の採用状況や組織・定数に関する方針に加え、近年の人件費上昇に伴う財政硬直化への影響（詳細は P.19「予算編成方針」を参照）を踏まえながら行う。

2 特別区職員採用の危機的状況

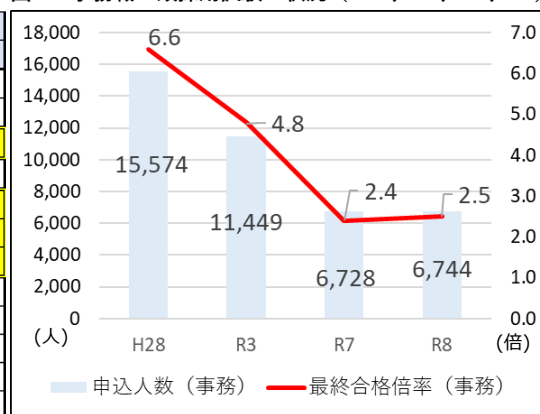
I 類採用試験【春試験】における土木・建築・機械・電気の採用予定数に対する最終合格者数は、昨年度時点で電気を除く全ての職種において5割を切る状況となっていたが、今年度も引き続き、厳しい状況となっている（図1）。また、事務（一般事務）も定員割れこそないものの、申込者数はここ10年間で約半減し、合格倍率も大幅な上昇は見込めない状況となっている（図2）。

このため、必要な人員を確保できない危機的局面に入っていることを職員一人ひとりが強く認識した上で、現状業務の見直しはもとより、AIをはじめとする最先端の技術を導入し、業務の効率化を継続的に図っていかなければならない。

図1 R8特別区職員I類採用試験の状況

試験区分	令和8年度I類【春試験】			【参考】令和7年度I類【春試験】		
	①採用予定数	②最終合格者数	倍率(②/①)	③採用予定数	④最終合格者数	倍率(④/③)
事務(一般事務)	1,039	2,363	2.27	1,095	2,541	2.32
事務(ICT)	6	8	1.33	7	13	1.86
土木造園(土木)	79	41	0.52	112	51	0.46
土木造園(造園)	39	27	0.69	48	39	0.81
建築	109	43	0.39	132	50	0.38
機械	41	12	0.29	40	16	0.40
電気	40	14	0.35	40	21	0.53
福祉	141	258	1.83	164	279	1.70
心理	27	58	2.15	32	70	2.19
衛生監視(衛生)	43	70	1.63	59	81	1.37
衛生監視(化学)	5	6	1.20	5	9	1.80
保健師	119	228	1.92	121	236	1.95

図2 事務職I類採用試験の状況(H28、R3、R7、R8)



3 組織・定数に関する各部における留意事項

以上の状況を踏まえ、各部は、組織・定数について以下の事項に留意されたい。

(1) 組織・定数に関する方針

ア 人材確保が困難な状況の中でも、社会情勢の変化や地域課題の複雑化に対応するため、組織再編も含め、柔軟かつ機動的に事業を執行しうる組織体制の構築に努めること。

イ 新たな行政需要に対応するために必要な人員については、既存事業の見直しや業務プロセスの最適化・標準化を行うことに加え、民間活用の選択肢を幅広く検討するなど事業執行体制の見直しを徹底することで、原則として部内での職員定数の振替で対処し、職員定数の適正化に努めること。

ウ 限りある人的資源や財源を最大限に有効活用しながら、組織目標を着実に遂行していくため、公共私の連携による新たな価値の創造や組織間の連携強化、A I等の先端技術を活用した業務効率化など、不断の業務改善・見直しに努めること。

(2) 多様な手法の活用

上記の基本的な考え方を達成するためには、最も効果的・効率的な事業運営が見込める手法を多角的に検討したうえで、最適なものを選択し活用すること。

ア 外部委託のほか、あだち協創フロントを通じた行政と民間の協働・協創による地域課題の解決

イ A I等の先端技術を活用した業務改革・効率化の推進

ウ 専門分野における任期付職員（実務経験者）の活用

エ 会計年度任用職員（非常勤職員）の活用

（ア）専門的な資格や、特定の知識、技術、経験を有する必要がある等、専門性が高く、常勤職員を配置する以上の高い効果が得られると考えられる業務。

（イ）定型的、簡易ながらも一定の業務量が生じる業務について、常勤職員の事務補助として、短時間勤務による対応で可能な業務。

オ 再任用職員の知識・経験の活用・継承

(3) その他の留意事項

ア 組織編成について

室長・担当部長・担当課長は安易に設置しない。やむを得ず設置する場合は、部・課の分任する業務、目的を明確にし、期間を時限として設置する。新たに設置する組織は、課は3係以上、係は常勤4人以上を原則とし、少人数の課・係は編成しない。

以上を前提に、各部においては下記の点を踏まえて組織の検討を行うこと。

（ア）組織の見直しに当たっては、基本計画における施策体系や行政評価の結果を踏まえ、政策経営部と十分協議の上、進めること。

（イ）行政が担うべき役割を見極め、事務事業の見直しを徹底して行い、実施すべき事業、廃止統合すべき事業を的確に判断し、事務事業に応じた合理的な組織体制を編成すること。

（ウ）安易な組織の変更（名称変更含む）は行わない。変更する場合においても窓口職場など多くの区民が来所する組織については、担当業務がわかりやすくなるよう、特に考慮すること。

イ 定数について

（ア）枠配分後も、実施すべき事業、廃止統合すべき事業の精査を継続すること（そ

の結果、枠の見直しを行う場合がある)。

- (イ) 新たな事業を実施する場合でも、事業執行体制の見直しや、多様な主体との協働・協創による事業展開に積極的に関わり、増員は必要最低限とすること。
- (ウ) 再任用短時間勤務職員は、意向調査等に基づく推計では令和9年度の段階で欠員数は約100人(定数の約5割)、その後さらに増加していくことが見込まれることから、再任用短時間勤務職員定数を新たに設けることは原則として認めない。業務内容を踏まえ可能なものについては事務補助員(会計年度任用職員)への定数切替を行うなど、配分定数の見直しを積極的に実施すること。

ウ 組織・定数に関する権限委譲について

- (ア) 係編成は各部長の権限とする。ただし、内示された係長の数を超えた係の編成はできない。
- (イ) 部・課組織の編成については、政策経営部長協議事項とする。
- (ウ) 職種別枠配分の範囲において、各課・係への配分は各部長の権限とする。
- (エ) 公社などの定数は、所管部へ枠配分するものとする。ただし、公社分の枠を所管部との間で調整する場合は、政策経営部長協議事項とする。
- (オ) 組織改正による組織・定数の部間移動は、関係部であらかじめ調整の上、政策経営部長協議事項とする。

エ その他

- (ア) 別に示す枠配分資料は、各部の枠を設定するための積算資料であり、最終的な部内における各課・係への配分や係編成を拘束するものではない。
- (イ) 予定していた業務の中止・縮小、または財源的措置がなされない場合、その業務に相当する定数は、配分した枠内から減ずる。

4 政策経営部による適切な組織・定数管理

円滑な行政運営実現のための職員数の中長期的な見通しを立てることは極めて困難ではあるものの、専門分野における任期付職員や、会計年度任用職員も含めて、定数の無秩序な増加は避けなければならない。

そのための組織・定数管理に当たっては、政策経営部が年度ごとに示す行財政運営方針に基づき、課題解決に向けて真に必要なとされる職員数について政策経営部査定、区長査定を経て厳密に精査するものとする。

5 特記事項(「保留定数」について)

働きやすい職場環境の実現に向けて、令和7年度から導入した「保留定数[※]」については、突発的な行政サービス需要への対応等において、一定の効果があることを確認している。引き続き、各職場の実情に応じた効果的な運用を進めるとともに、政策経営部と総務部において、毎年度、必要数を検討していく。

※「保留定数」とは、長期休職・退職等による欠員や、当初想定されなかった行政需要等に対応するための職員を補填・配置する制度。

II 任用管理方針

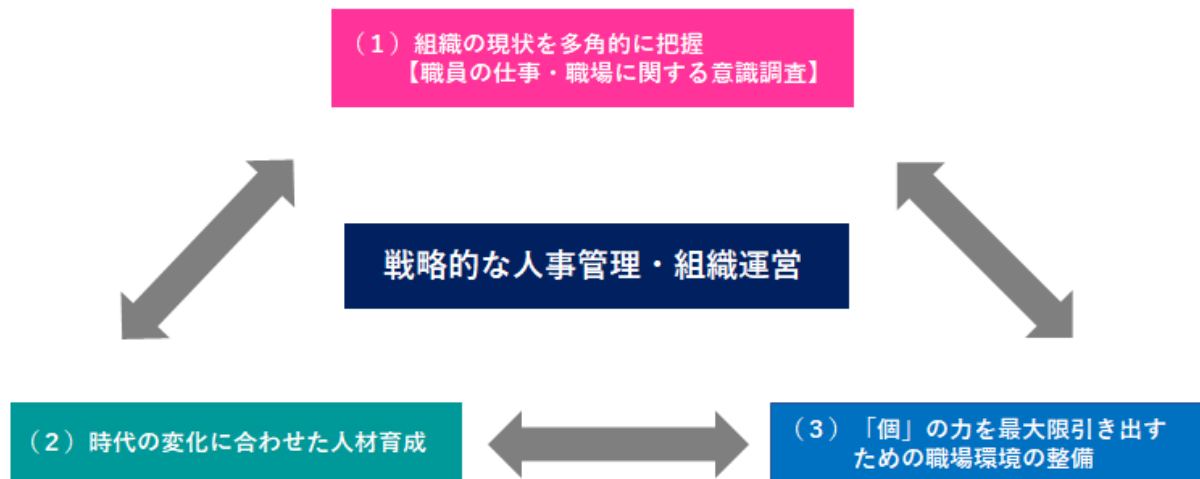
1 はじめに

足立区基本計画の終期（令和 14 年度）にあたる区制 100 周年を見据え、区民と職員それぞれの「ウェルビーイングの向上」を実現するために、職員の任用管理にあたっては、戦略的な人事管理・組織運営の推進が求められる。

2 戦略的な人事管理・組織運営の推進

私たちが目指す最終目標は「区民の信頼」と「区民の安全・安心」である。

そして、区民の一人ひとりがやりたいことを叶え、「ウェルビーイングの向上」を感じていただくためには、足立区職員の自覚を常に持ち、区民のために活躍できる人材を育てることが重要である。こうした人材を育てるためには、計画的な職員採用や人事配置、人材育成が必要である。



(1) 組織の現状を多角的に把握

職員の仕事・職場に関する意識調査（エンゲージメント調査）を通じて、組織の現状（強みと弱み、働く職員の価値観など）を正しく把握し、組織の改善の方向性を見つけるためのエビデンスとしていく。

(2) 時代の変化に合わせた人材育成

コロナ禍を経て、社会経済情勢は大きく変化し、人々の価値観もより一層多様化している。また、近年のデジタル化の進展は大きな社会現象となっている。

こうした時代の変化に対応するためには、職員が基礎知識を身につけることはもとより、区は自ら学び、区民と共に考え、行動する職員を育成していくことが求められる。

こうした背景を受けて、令和 9 年度は足立区人材育成基本方針を改定し、第 5 期足立区人材育成基本方針として新しい人材育成に取り組んでいく。

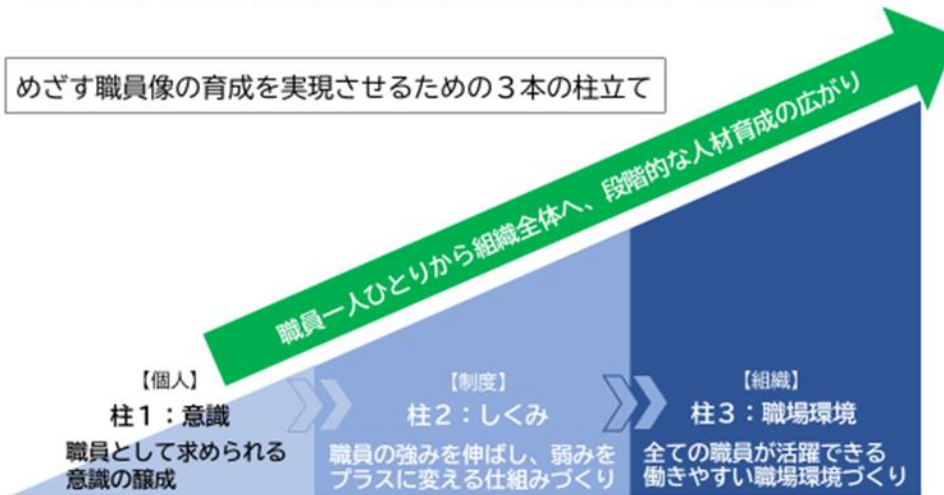
第5期足立区人材育成基本方針 骨子案

めざす職員像

自ら学び、区民と共に考え、行動する職員

- (1) 常に区民から信頼される職員
- (2) 協創力で区の新しい魅力を創出・発信できる職員
- (3) 組織の理念や方向性に共感し、主体的に力を発揮できる職員

めざす職員像の育成を実現させるための3本の柱立て



	課 題	対応策
ア	デジタルリテラシー※の重要性 急速に発展している生成AIなどをはじめとしたデジタル分野について、正しい知識を学び、個人情報の流出を防ぐと共に、区民の財産を守らなくてはならない。 ※ デジタルリテラシー…デジタルを正しく理解し活用する力	これまで実施してきた公務員倫理や個人情報保護同様、デジタルリテラシーに関する科目を全職員に学ばせ、情報セキュリティ意識を養っていく。
イ	キャリア※意識の醸成 区民と職員それぞれのウェルビーイングの向上を目指すためには、職員の足立区に対する「仕事」や「組織」に対する意識・関係性を高め、職員個人のキャリアについて向き合う必要がある。 ※ キャリア(carrier)…語源は『轍(わだち)』。これまで積み上げてきた経験とこれから目指す姿を含めた道のり、人生の進路	職員一人ひとりにキャリア意識を植え付けるため、世代に合わせたキャリア研修を行う。ロールモデルの先輩を紹介し、昇任のみならず計画的なキャリアデザインを描き、個々の特性を生かした働き方を推進する。
ウ	事故・ミス防止の組織的対応 事故・ミスが起きた時の対応だけでなく起きにくくする対応も組織として求められている。	事故・ミスを単なる「ヒューマンエラー」として職員個人の問題にするのではなく、組織の問題として考えていくため、係長昇任研修において事故・ミス防止の具体的手法を学ぶ。

	課 題	対応策
エ	公務員倫理の徹底と利害関係者等への適切な対応 公務員として求められる倫理観（遵法性、良識性、誠実性、公正性、主体性）を遵守し、利害関係者等との適切な関係を維持していくことが求められている。	公務員倫理研修内で利害関係者等との接触時の留意点や手続き方法について案内し、周知徹底を図る。

（３）「個」の力を最大限引き出すための職場環境の整備

職員の「働きがい」「働きやすさ」を高め、「個」の力を最大限発揮することができ、職場環境を築き上げていくため、以下の取組を強化していく。また、「職員の仕事・職場に関する意識調査」の分析結果とワークスタイル変革で検討される方向性を受け、今後取り組むべき人事施策を整理し、積極的に展開していく。

	課 題	対応策
ア	「目標による管理」制度の見直し 1月～3月期の成果に対する所属長の確認とフィードバックが不確実であるため、職員のモチベーションに影響が出ている。	年2回（5月・12月）実施する所属長との個別ヒアリング内で適切なフィードバックが行えるよう、管理職に対して適切なフィードバック手法を身につけさせ、職員の仕事に対するモチベーションの向上と、エンゲージメント※を向上させていく。 ※ エンゲージメント…職員の「仕事」や「組織」に対する意識・関係性
イ	働き方の見直し テレワークや時差出勤、部分休業、昇任待機制度、昇任試験の前倒し受験等、令和に入り様々な制度が作られ、職員の中に定着してきている。 これからはより一層、職員一人ひとりの状況に応じた働き方を推進し、誰もが不公平感を感じない職場環境を整える必要がある。	全職員に対して「職員の仕事・職場に関する意識調査」（エンゲージメント調査）を実施し、職員の意識の変化を受け止め、職員の「やりたいことが叶うまち」「ウェルビーイング向上」を実感できるワークスタイル変革を検討していく。
ウ	メンタルヘルス対策 職員の休職が増加傾向である状況を踏まえ、職員のメンタルヘルスの対応方法や心の健康について適切な対応を心がけることが重要である。	メンタルヘルス対策のうち、職員自身のセルフケアと管理監督者が行うラインケアは重要である。セルフケアとラインケアの区別を管理監督者が正しく理解し、職員のストレスを緩和させていく。

	課 題	対応策
エ	ハラスメント防止対策 ハラスメントは上司部下の関係だけでなく、同僚や区民、事業者との関係でも起こりうる。そして、誰もが加害者になりうることを理解する必要がある。ハラスメントの正しい知識を知り、防止していく。	全職員に対してハラスメントの正しい知識を学ばせ、一人ひとりが加害者・被害者とならない風通しの良い良好な職場環境を目指していく。
オ	複線型人事制度の見直し 平成 27 年度の制度導入から分野を拡大し、専門職員を増やしてきたが、効果的な人事配置や専門知識の継承ができていないか、13 年目を迎え検証する必要がある。	各分野の分野チーフ・副チーフと人事課との定期的な意見交換並びに所属長とのヒアリングを実施し、専門知識の継承ができていないか確認する。 また、専門職員育成の課題をまとめていく。

3 採用管理（常勤職員）

（1）職員の採用数

組織・定数、退職者数の推移、暫定再任用フルタイム勤務希望数、保留定数の活用状況などを含め十分に勘案して決定する。

（2）人材確保策

ア 土木、建築などの技術系職種は、経験者採用および令和 8 年度から再開するⅢ類採用、事務についてはⅠ類春採用よりも早期に合格者を決めることができる S P I（適性検査）での採用試験（令和 7 年度は 10 名採用、令和 8 年度は 20 名の採用予定）も積極的に活用し、人材確保の機会を増やしていく。

イ 受験者向けの合同説明会や区内バスツアーの実施とあわせ、現地に足を運ぶことのできない受験者に向けた、説明会の収録動画公開など、受験者のニーズに応じた多様な P R コンテンツを展開していく。

ウ 採用が特に厳しくなっている技術職及び専門職については、民間主催の合同企業説明会への出展やインターンシップ（令和 6 年度：11 名（2 名）、令和 7 年度：11 名（1 名）、令和 8 年度：10 名（2 名）※（）内は技術系学部を専攻している学生の人数）の受け入れに加え、気軽に参加できる一日職場見学会を実施し、足立区を希望する受験者を増やしていく。

(3) 技能労務系職員の採用

清掃事務所に勤務する技能労務系職員は、区民の「きれいで快適な生活」を支える清掃事業を持続していく上で必要な職員体制を精査し、必要数を見極めたうえで採用を行っていく。

4 その他

- (1) 暫定再任用フルタイム勤務職員については、常勤職員として取り扱う。
- (2) 職種別に定数を管理する原則は維持しつつ、常勤職員の視野を広げ、スキルの拡大を図るため、職域拡大を柔軟に実施し、職種全体の力を強化していく。
- (3) 定年引上げや役職定年制が始まっている中で、短時間勤務を選択する再任用職員（定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員）が減少してきている。知識や経験を有する限られた人材を適材・適所に配置しつつ、再任用職員の定数管理について見直しを行っていく。

Ⅲ 令和9年度定数各部枠配分 各部別一覧表

組織名称	令和8年度定数	
	常勤	非常勤
政策経営部	116	26
総務部	105	12
危機管理部	48	41
資産活用部	21	2
施設営繕部	106	21
区民部	261	185
地域のちから推進部	313	106
産業経済部	45	40
福祉部	701	253
衛生部	247	67
環境部	204	41
都市建設部	367	85
会計管理室	14	0
教育指導部	94	933
学校運営部	101	49
小中学校	0	53
子ども家庭部	635	737
選挙管理委員会事務局	10	2
監査事務局	8	1
農業委員会	2	0
区議会事務局	16	2
区合計	3,414	2,656
勤労福祉サ－ビスセンター	7	8
スポーツ協会	5	1
足立市街地開発(株)	0	8
生涯学習振興公社	10	1
社会福祉協議会	2	3
観光交流協会	13	3
シルバー人材センター	1	0
公社等合計	38	24
総合計	3,452	2,680



組織名称	令和9年度定数			
	常勤	増減	非常勤	増減
政策経営部	118	2	25	-1
総務部	104	-1	11	-1
危機管理部	48	0	41	0
資産活用部	21	0	2	0
施設営繕部	106	0	21	0
区民部	258	-3	184	-1
地域のちから推進部	310	-3	106	0
産業経済部	44	-1	40	0
福祉部	701	0	252	-1
衛生部	247	0	68	1
環境部	200	-4	41	0
都市建設部	366	-1	84	-1
会計管理室	14	0	0	0
教育指導部	95	1	933	0
学校運営部	102	1	49	0
小中学校	0	0	53	0
子ども家庭部	635	0	737	0
選挙管理委員会事務局	11	1	2	0
監査事務局	8	0	1	0
農業委員会	2	0	0	0
区議会事務局	16	0	2	0
区合計	3,406	-8	2,652	-4
勤労福祉サ－ビスセンター	7	0	8	0
スポーツ協会	5	0	1	0
足立市街地開発(株)	0	0	8	0
生涯学習振興公社	10	0	1	0
社会福祉協議会	2	0	3	0
観光交流協会	13	0	3	0
シルバー人材センター	1	0	0	0
公社等合計	38	0	24	0
総合計	3,444	-8	2,676	-4

【非常勤内訳】

退職	231
会計	2,449

【非常勤内訳】

退職	217
(前年比)	-14
会計	2,459
(前年比)	10

※上記一覧には保留定数は含まれない。

【予算編成方針】

I 足立区の令和7年度普通会計決算の状況

令和7年度は、区政満足度が平成25年度以降で最高の80.2%に達し、20～30代の転入超過など「安心」と「活力」の土台づくりが確かな成果をあげている。一方、財政構造においては、経常収支比率が80.8%と適正水準（80%以下）をわずかに超過し、財政の弾力性の低下が懸念される状況となっている事実は重く受け止めなければならない。

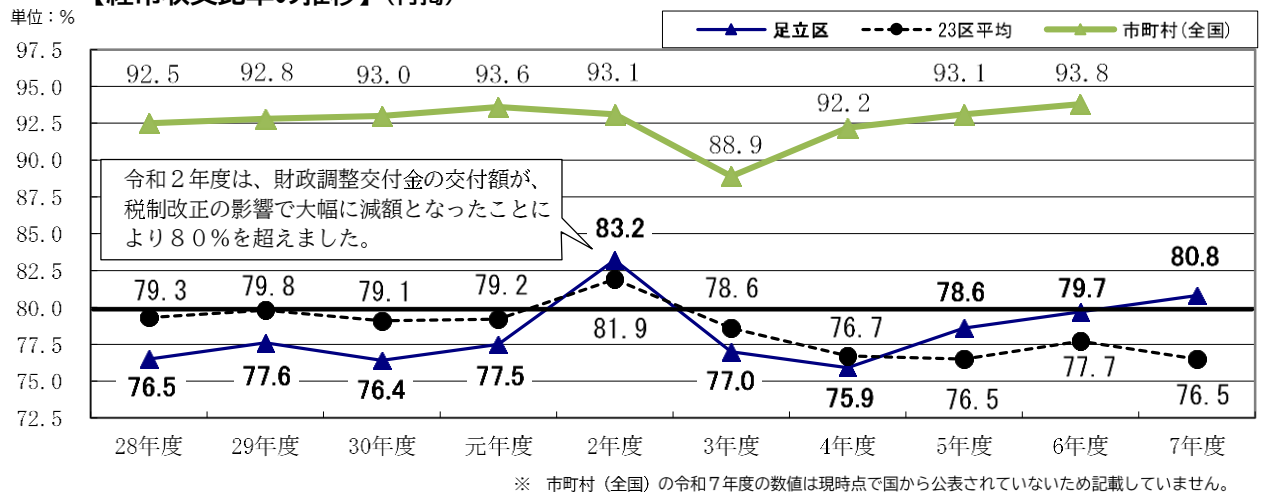
1 令和7年度普通会計決算の概要

「新・足立区基本計画」の初年度として「やりたいことが叶うまち」の実現に向けた施策を着実に推進した。経常収支比率は適正水準をわずかに超過したが、特別区債の新規発行を行わず、基金を将来需要に備えて積立てるなど将来を見据えた財政運営を行った。

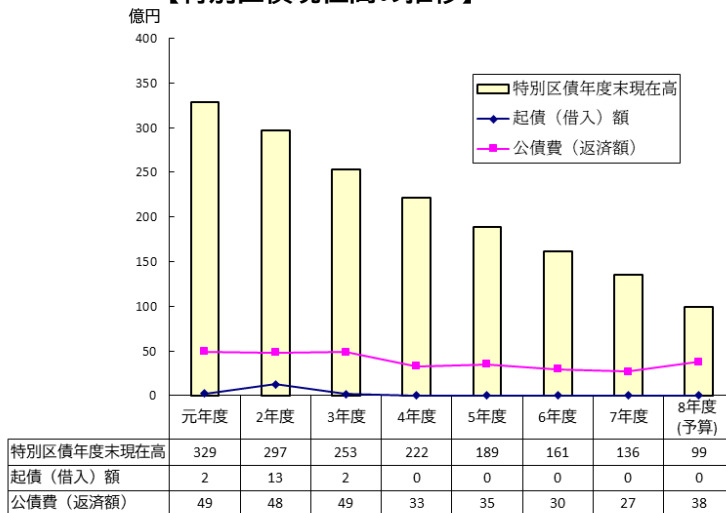
施策の柱	主な取組
子育てしやすい“ワケ” やりたいことが叶う“ワケ” － 妊娠期から若者まで切れ目のない支援 －	子育て家庭訪問事業 大学生等の修学・就職支援 小・中学校の入学準備金の支給
住みやすい“ワケ” － 区民の安全・安心の向上 －	「すこやかプラザ あだち」の開設 マンションに対する備蓄品購入費用助成
訪れたいくなる“ワケ” － 区の魅力を内外に積極的に発信 －	千住宿開宿400年記念事業

項目	令和7年度決算	前年度比	分析・主な要因
経常収支比率	80.8%	+1.1ポイント	人件費増や物価高騰への対応に加え、区民の安全・安心に関わる区独自施策の充実により、歳出の伸び(+7.3%)が歳入の伸び(+5.8%)を上回った
歳入	3,652億円	+151億円	一般財源（特別区税・財政調整交付金は過去最高額を更新）・特定財源ともに増
歳出	3,505億円	+132億円	義務的経費（人件費・扶助費）、その他経費（物価高騰対応）の増
実質収支額	132億円	+7億円	黒字。実質収支比率は、6.4%
特別区債残高	136億円	△25億円	新規発行なし、25億円返済 区債残高は平成以降で過去最少
基金残高	1,830億円	+12億円	将来需要（小・中学校改築工事経費）に備え積立（積立254億円、取崩242億円）

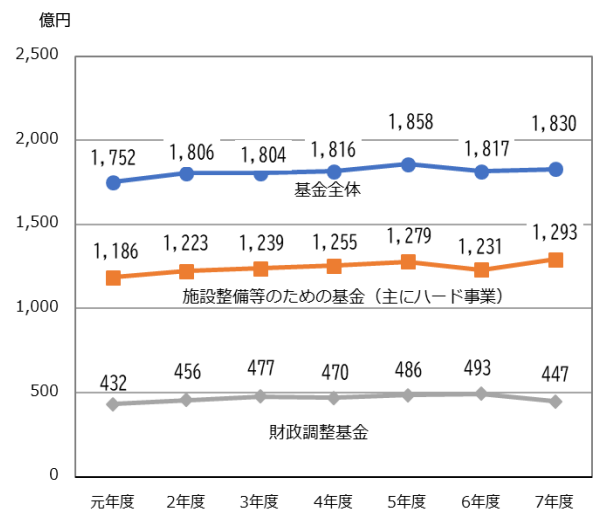
【経常収支比率の推移】（再掲）



【特別区債現在高の推移】



【基金現在高の推移】



2 経常収支比率上昇の構造分析

（1）上昇の要因

ア 歳出（経常的経費に充当した一般財源等）は、1,690億円（前年度比＋115億円、＋7.3％）となり、歳入（経常的一般財源等）の2,092億円（前年度比＋115億円、＋5.8％）の伸びを上回った。

イ 人件費の増や物価高騰に伴う委託料などの物件費の上昇に加え、小・中学校の教育費負担軽減など、「選ばれる街」として区民の安全・安心につながる区独自事業へ重点的に投資を行ったことによるもの。

ウ 特に、補助費等が前年度比29.1％、物件費が11.5％増となった。

経常収支比率計算式	
歳出（経常的経費に充当した一般財源等）	前年度比＋7.3%
169,022,891千円	
歳入（経常的一般財源等）	前年度比＋5.8%
209,229,874千円	
×100＝経常収支比率（％）	

【歳入：分母】 経常的一般財源等

(千円)

	令和6年度決算	令和7年度決算	増加額	増加率
総額	197,721,051	209,229,874	11,508,823	5.8%
主な内訳				
特別区税	53,777,841	59,721,026	5,943,185	11.1%
財政調整交付金 普通交付金	114,802,162	121,481,637	6,679,475	5.8%
地方消費税交付金	16,980,949	18,338,017	1,357,068	8.0%

【歳出：分子】 経常的経費に充当した一般財源等

(千円)

	令和6年度決算	令和7年度決算	増加額	増加率
総額	157,550,130	169,022,891	11,472,761	7.3%
主な内訳				
人件費	36,859,943	39,042,135	2,182,192	5.9%
物件費（委託料等）	39,715,652	44,302,587	4,586,935	11.5%
補助費等	12,127,965	15,658,824	3,530,859	29.1%
繰出金	20,933,679	21,747,254	813,575	3.9%

歳出の主な増要因

区分	事業	歳出の主な増要因	増加額(R7-R6) (千円)	経常収支比率 への影響
人件費		職員給与費・会計年度任用職員の報酬	2,163,556	1.0%
物件費 (委託料等)		システム関連経費(標準化に伴うライセンス購入・ガバメントクラウド利用料等)	1,449,481	0.7%
	区独自	新型コロナウイルスワクチン接種・带状疱疹ワクチン定期接種等の予防接種経費	1,185,867	0.6%
	区独自	公園・親水施設等の維持管理経費	282,095	0.1%
補助費等	区独自	小・中学校入学準備金、補助教材費・修学旅行費等の補助	1,686,179	0.8%
		東京二十三区清掃一部事務組合分担金	477,682	0.2%
	区独自	消火器・住宅用火災警報器購入補助等	221,984	0.1%
	区独自	足立区観光交流協会への助成	178,556	0.1%
繰出金		後期高齢者医療特別会計繰出金	422,123	0.2%
		介護保険特別会計繰出金	419,790	0.2%

※ 物価高騰対策の給付金や、単年度限りの臨時的事業、施設の改築・道路の新設などの投資的事業は計算に含まれない。

※ 各部別の経常収支比率に含まれる主な事業・経費の一覧は別途示す。

【用語解説】

- 1 「普通会計」とは、全国の地方公共団体の財務状況を比較するために、国の定める基準により、各地方公共団体の会計を統一的に再構築したもの。
- 2 「経常収支比率」とは、毎年経常的に収入される一般財源が、経常的に支出する経費（扶助費、人件費、公債費等）にどれだけ充てられているかを割合で示したもので、財政の弾力性を見るための指標。区では中期財政計画において 80%以下を目標としている。都市部にあつては 80%を超えると財政構造の弾力性が失われつつあると考えられている。
- 3 「実質収支」とは、「歳入総額－歳出総額－翌年度へ繰り越すべき財源（繰越明許等）」で示され、自治体の当該年度における実質的な黒字（もしくは赤字）額を表している。
- 4 「実質収支比率」とは、標準財政規模に対する実質収支額の比率。財政運営の安定性を示す指標で 3～5%が望ましいとされる。23 区平均は 6.5%（前年度と同水準）。
- 5 「標準財政規模」とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの。令和7年度の足立区の標準財政規模は 2,044 億円（前年度比 110 億円増）。

Ⅱ 令和9年度予算編成について

1 安全・安心を守る施策の着実な推進と財政の弾力性の回復

これまで、特別区税や財政調整交付金が堅調に推移する中、区民生活を支える施策を幅広く展開してきた。当初予算は令和8年度まで12年連続で過去最大規模を更新し、予算規模は拡大を続けている。

一方、近年の物価や人件費上昇、社会保障関係費の増大に加え、区独自施策の充実により経常的な財政需要は増加し、令和7年度決算の経常収支比率は80.8%と、適正水準をわずかに超過した。今後も新たな行政需要や自然災害等の不測の事態に的確に対応するため、財政の弾力性を確保し、持続可能な財政運営を堅持していく必要がある。

令和9年度予算編成においては、行財政運営方針に掲げる基本方針を踏まえ、区民の安全・安心な暮らしを守る施策をはじめ、真に必要な施策には重点的に財源を配分する一方、既存事業の見直しを徹底する。

各部においては、既存事業を聖域なく精査し、事業見直しや業務効率化により財源を捻出した上で、必要性や事業効果を十分に検証し、予算編成を行うこと。これにより、経常収支比率の適正水準への回復を目指し、「必要な施策の推進」と「財政の持続可能性」の両立を図る。

2 安全・安心な暮らしを支え続ける持続可能な財政基盤の再構築

(1) 既存事業の徹底した見直し

既存事業を漫然と継続することなく、事業の目的に立ち返り、決算分析や事務事業評価の結果を踏まえ、必要性・効果を検証すること。その上で、目的を達成した事業、効果の低い事業、時勢にそぐわない事業、類似・重複する事業は廃止・縮小・統合すること。

(2) 業務効率化による財源捻出

- ア 生成AIやRPA等のICTを積極的に導入・活用し、業務効率化と事務コストの削減を図ること。
- イ 業務手順の可視化・標準化を進めるとともに、民間活用を検討し、行政運営コストの最適化を図ること。

(3) 過去の執行状況を踏まえた適正な事業費精査

令和6年度委員監査の意見を踏まえ、事業ごと、科目ごとに執行率、不用額、契約差金等を十分に分析し、実態に即した適正な事業費とすること。

(4) 政策的経費の必要性・事業効果の検討

ア 時限設定と目標・検証方法の明確化

原則として時限設定を行い、事業の目的、目標、到達点及び効果検証方法を明確にし、中間ヒアリングや予算査定の場で説明すること。

イ 効果検証の徹底

時限満了時には客観的な効果検証を行い、十分な効果が認められない事業は原則廃止とすること。複数年事業についても、毎年度、事業手法や事業規模等の妥当性を検証すること。

ウ 政策的経費管理表による進捗管理

部ごとに目標・指標等を設定し、実績値等により進捗を管理すること。

3 予算編成における遵守事項

各部は令和9年度行財政運営方針を踏まえ、以下の事項を遵守し、各部長の責任において優先順位を明確にした予算編成を行うこと。

(1) 法令・財政規律の遵守と包括予算制度の適切な運用

地方自治法に定める予算原則及び財政規律を遵守し、包括予算制度の趣旨に則り、配分枠内で部長の責任において予算を編成すること。

(2) 優先順位の明確化と経常的経費の見直し

事業の優先順位を明確にするとともに、経常的経費については、必要性や実績を踏まえ見直しを徹底すること。

(3) 積極的な財源確保

国や東京都の補助金をはじめ、活用可能な特定財源を的確に把握し、確実な確保に努めること。

(4) 特定財源縮減時の事業見直し

特定財源が削減・廃止された場合は、原則として事業の見直しにより対応すること。補助率変更等の情報は、速やかに財政課及び関係所管へ共有すること。

(5) 計画的な予算執行と債務負担行為の活用

予算の執行は計画的かつ迅速に行うこと。特に公共工事等における契約時期の集中や入札不調を防ぐため、債務負担行為を計画的に設定する。なお、事業内容や設定時期については、事前に財政課と協議を行うこと。

(6) 安全・安心に関わる経費の確実な計上

施設・設備の法定点検など、区民の安全・安心に関わる必要な経費は、法令を遵守し、確実に予算を計上すること。

(7) 多角的なニーズ・意見の反映

議会審議、審議会答申、世論調査等による区民要望や社会的ニーズを的確に把握し、予算に反映させること。

(8) 全庁横断的な部間連携の推進

複合的な課題に対しては、政策経営課・財政課及び関係部間による横断的連携のもと、最も効率的・効果的な手法により予算編成を行うこと。

Ⅲ 令和９年度予算フレーム

令和９年度財政フレームは、歳入２，２１５億円、歳出２，１２６億円と見込んだ。現時点では歳入が８９億円超過しているが、今後、政策的経費や投資的事業の保留分など歳出額は増加する見込みである。

歳出は、経常的事業（枠外経費含む）１，８９７億円、投資的事業２０９億円、公債費２０億円としている。

１ 政策的経費

政策的経費は、令和９年度予算編成各部運営方針に基づく、区長と各部長との協議結果を踏まえ、一次変更時に決定する。

- （１）令和９年度の重点項目、優先して実施すべき事業について決定する。
- （２）各部のなかで事業の優先順位を明確にし、原則財源を確保する。
- （３）各部は事業実施後、必ず効果検証を実施し、翌年度査定等において事業の効果・成果を具体的に示し、事業継続もしくは廃止を決定する。

２ 経常的事業経費

- （１）令和７年度決算額及び事務事業評価結果並びに令和９年度における各部の事情などを勘案し、包括予算事業費として各部へ財源を配分する。
- （２）各部は配分された一般財源に、各部で見込んだ特定財源を加えた範囲内で、部内調整し、各事業十分な精査のうえ、必要な経費を計上すること。
- （３）政策的経費を検討している場合は、経常収支比率８０％超えという財政の弾力性が失われつつある現状を認識し、既存事業の見直し・縮小等によるスクラップ・アンド・ビルドを徹底すること。

３ 投資的事業経費

- （１）各部の要求を財政課が一件ずつ査定を行う。
- （２）中長期的な視点で優先順位付けを行い、事業費の平準化を図る。
- （３）中期財政計画や各施設の個別計画を基本としつつ、実施時期や事業内容等について関係所管と十分に検討すること。また、将来負担や設備の更新時期、労務単価・建設資材価格の動向等を踏まえ、事業費を十分に精査すること。

IV 令和9年度包括予算 各部別一覧表

【単位：千円】

経常的事業（一般財源ベース）			
部 名	総 額	内 訳	
		事業費	人件費
政策経営部	9,224,979	8,024,142	1,200,837
総務部	3,369,832	621,948	2,747,884
危機管理部	1,944,220	1,285,886	658,334
資産活用部	212,810	10,892	201,918
施設営繕部	2,393,360	1,341,835	1,051,525
区民部	3,029,003	427,947	2,601,056
地域のちから推進部	11,140,954	7,768,209	3,372,745
産業経済部	3,324,487	2,487,625	836,862
福祉部	21,071,942	13,996,522	7,075,420
衛生部	7,400,873	4,547,874	2,852,999
環境部	7,394,736	5,299,212	2,095,524
都市建設部	9,660,402	5,982,099	3,678,303
会計管理室	320,610	195,296	125,314
教育指導部	7,748,337	1,579,076	6,169,261
学校運営部	14,102,703	12,344,529	1,758,174
子ども家庭部	30,328,801	21,293,932	9,034,869
選挙管理委員会事務局	125,256	18,749	106,507
監査事務局	102,530	9,982	92,548
区議会事務局	378,407	226,697	151,710
合 計	133,274,242	87,462,452	45,811,790

※ 政策的経費については、一次変更に向けて今後査定するため含まない。

※ 枠外経費は含まない。

※ 退職金は、総務部の人件費に計上している。

※ 事業費・人件費については、組織定数の最終内示に合わせて調整する。